

茨木市公告第53号

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務委託プロポーザル公告について

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和8年3月4日

茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務委託
- (2) 業務の目的 公園の管理・整備・利活用を総合的に行い、公園の魅力向上はもとより、地域社会の発展にも寄与する公園マネジメントのあり方について、具体的な方針を示すことを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙、実施要項・基本仕様のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 予算額等

15,675,000円（税込）
提案額（参考見積額）の内訳が、予算額を超過した場合は失格とする。また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。また、この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和8年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする

3 参加申込等

別紙、プロポーザル実施要項及び基本仕様のとおり

4 問い合わせ先

茨木市建設部公園緑地課 担当 水野、竹内
TEL：072-620-1654（直通）
FAX：072-625-3181
E-mail：koen@city.ibaraki.lg.jp

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務委託
に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

これまで官主導により公園を管理してきたが、公園等を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの高度化・多様化等を受けて、市民参加や民間活力の活用なども図りながら「いかに公園を活かすか」の視点に国も転換している中、本市としても、公園の管理、整備及び利活用を総合的に行い、公園の魅力向上はもとより、地域社会の発展にも寄与する公園マネジメントのあり方について、具体的な方針を示すことが必要である。

これらを踏まえ、本業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務

(2) 業務の目的

公園の管理・整備・利活用を総合的に行い、公園の魅力向上はもとより、地域社会の発展にも寄与する公園マネジメントのあり方について、具体的な方針を示すことを目的とする。

(3) 業務内容

次の①～⑥について業務を実施する。なお、詳細は「茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務（基本仕様）」のとおり。

- ① 既存公園の現況分析
- ② 市民アンケート調査の実施
- ③ 市民参加型ワークショップの運営支援
- ④ みどりの施策推進委員会の運営支援
- ⑤ 基本方針骨子案の作成
- ⑥ その他支援業務

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

15,675,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和8年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間に於いて、官公庁発注による業務委託で、公園又はまちづくりに関する計画策定の履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで公園緑地課宛送信すること。

提出期限：令和8年3月10日（火）正午まで（必着）

提出先：茨木市建設部公園緑地課

E-mail: koen@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、随時、本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 公園緑地課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/koen/index.html>

※ ただし、候補者選定における公平性の確保が困難となるような質問の内容である場合には、回答しないことがある。

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書
- ② 業務実施体制調書

イ 提出先：茨木市建設部公園緑地課（茨木市役所南館4階）

ウ 提出期限：令和8年3月16日（月）（土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により3月19日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに公園緑地課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、基本仕様等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

- ① 利用実態調査における対象範囲及び調査の手法
- ② 市民アンケート調査の手法
- ③ 市民参加型ワークショップ等運営に係る企画提案
- ④ 基本方針骨子案の考察に係る企画提案
- ⑤ ①～④の作業スケジュール
- ⑥ 業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 「イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）」については、正本のみ提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記7 (1)アの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年4月6日（月）

（土日祝日を除く各日午前9時から午後5時まで）（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 南館4階 建設部公園緑地課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本6部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を下記10 (1) で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和8年4月8日（水）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和8年4月8日（水）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年4月13日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和8年4月20日（月）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年4月27日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
業務実施体制 調書等内容	<p>担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。</p> <p>① 既存公園の現況分析、市民アンケート調査、審議会の運営、骨子案の作成、その他支援業務に関連する業務実績を有する担当者数 (人数×5点)</p> <p>② 市民参加型ワークショップの企画運営やファシリテーションの業務実績を有する担当者数 (人数×2点)</p> <p>※①は最低2人を確保すること。 ※同一の担当者が①と②どちらの業務実績にも当てはまる場合、①の実績を評価点として計上する。</p>	20 上限
業務実績調書 等内容	<p>同種・上記業務の実績は十分か。</p> <p>同種（5点）：パークマネジメントその他公園に関する基本方針または計画策定の支援業務</p> <p>類似（2点）：行政全般における計画策定の支援業務</p>	20 上限

提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 （最低見積金額／見積金額）×60点 ※小数点以下切り捨て	60
合計		100

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>
(配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
支 援 度	利用実態調査	対象範囲及び調査手法は、基本方針の理論的な考察に寄与する効果的な提案となっているか。	10
	市民アンケート調査	調査手法は、基本方針の理論的な考察に寄与する効果的な提案となっているか。	10
	ワークショップ企画運営	参加者の意欲を引き出しつつ、実施後の検証が精緻になされるような運営体制が示されているか。	10
考 察	骨子案の考察	基本方針の完成を見据えた骨子の作成に向け、効果的かつ説得力のあるアプローチの提案となっているか。	10
独 自 性	独自性や新たな提案	基本仕様に示された事項以外に、令和9年度の方針策定を見据えて、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	15
実 現 性	提案の妥当性	スケジュールや実施体制など、理論的で実現性の高い提案がなされているか。	5
合計			60

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

- ① 事務局審査 100点
- ② 委員審査 300点 (60点×5委員)
- ①と②の合計 400点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除外する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とす

- る。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
 - (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
 - (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て基本仕様に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和8年3月10日(火)
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和8年3月5日(木)午前9時から 令和8年3月16日(月)午後5時まで

(厳守)

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

参加資格審査結果通知 令和8年3月19日(木)
企画提案書提出期間 令和8年3月23日(月) 午前9時から
令和8年4月6日(月) 午後5時まで

(厳守)

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

審査結果通知(第1次) 令和8年4月8日(水) 発送
第2次審査 令和8年4月15日(水) (予定)
審査結果通知(第2次) 令和8年4月20日(月) 発送(予定)
契約締結 令和8年5月1日(金) (予定)
業務開始 令和8年5月1日(金) (予定)

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額(参考見積額)が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 建設部公園緑地課 担当 水野、竹内
TEL 072-620-1654 (直通)
E-mail: koen@city.ibaraki.lg.jp

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務（基本仕様）

この仕様書は、茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 業務名

茨木市パークマネジメント基本方針策定支援業務

2 業務の目的

これまで官主導により公園を管理してきたが、公園等を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの高度化・多様化等を受けて、市民参加や民間活力の活用なども図りながら「いかに公園を活かすか」の視点に国も転換している中、本市としても、公園の管理、整備及び利活用を総合的に行い、公園の魅力向上はもとより、地域社会の発展にも寄与する公園マネジメントのあり方について、具体的な方針を示すことが必要である。

当該方針は、上位計画である「茨木市みどりの基本計画(令和8年3月策定)」に基づく施策を実行するためのものであり、主に、

- ① 大中小それぞれの公園の機能・役割の見直し
- ② 多様な主体による利活用の推進
- ③ 民間活力の活用

に関する今後の方針を策定することを想定しているが、その他公園を取り巻く様々な課題も含めて、有識者や市民、関連団体などの多様な主体と共に考えていくことが共創の観点からも重要と捉えている。

そのため、令和9年度の方針策定を目指して、令和8年度は必要な土壌づくりとして、基礎情報の収集・分析のほか、みどりの施策推進委員会及び市民参加型ワークショップの運営等を通じた多様な主体との連携、骨子案作成等の支援を本業務において行うものである。

3 委託する業務の内容

(1) 既存公園の現況分析

① 既存公園の整理・分析

都市公園123か所、都市緑地22か所、その他緑地79か所、児童遊園298か所について、公園台帳システムの情報やGISデータ、現地調査等をもとに、公園の整備状況、施設状況のほか、周辺環境や地域特性等の関連する事項を把握・整理する。（箇所数は令和7年3月末日時点のものであり、今後の増減により変動あり。）

② 利用実態調査の実施・分析

市内全公園または指定エリア（山手台全域を予定）の公園利用状況とし

て、利用者の属性、利用人数のほか、球技、遊具あそび、休憩などの分類等を現地調査等により分析する。

(2) 市民アンケート調査の実施

① アンケートの作成、配布及び回収

(現時点の想定)

- ・ 質問数 : 30問
- ・ 対象市民 : 3,000人
- ・ 調査方法 : 郵送配布及び回収

② アンケートの集計及び分析

単純集計、クロス集計及び分析を行う。

(3) 市民参加型ワークショップの運営支援

令和8年度に1回実施するワークショップの企画・準備、情報発信、参加者の確保に向けた取組み、開催に関する打合せ、資料作成、ワークショップの実施・運営（ファシリテートを含む。）、ニュース作成、成果品作成その他必要な支援を行う。

(4) みどりの施策推進委員会の運営支援

令和8年度に1回実施する委員会（構成8名を予定）の資料作成、委員長との事前調整、会議運営支援、議事録作成その他必要な支援を行う。

(5) 基本方針骨子案の作成

① 課題とニーズの整理

(1)及び(2)等をもとに、公園に関する課題とニーズを整理する。

② 大きな方針に関する検討

ア 大中小それぞれの公園の機能・役割の見直しに関する方針の検討

複数の公園をエリアで一体的に捉えて、公園の規模や地域ごとの立地状況、利用実態、施設の特性、住民ニーズのほか、既存のコミュニティセンターやグラウンド、学校、商業施設等の周辺環境も含めた役割分担などを考慮し、バランスよく配置するための多機能化・拡充や機能の特化等に関する方針を検討する。

イ 多様な主体による利活用の推進に関する方針の検討

地域住民、民間事業者、各種団体、学校などの多様な主体による利活用が促進される「みんなで育てる公園プロジェクト（令和8年度に別途検討）」との連携を図るとともに、公園ごとのプラットフォーム形成等に関する方針を検討する。

ウ 民間活力の活用に関する方針の検討

民の新しい視点やノウハウ等を活用した公園の魅力向上を図るため、公園の多機能化・機能拡充に寄与する「公募設置管理制度 (Park-PFI)」をはじめ、維持管理等を一括して行う「包括管理委託」または「複数公園の指定管理者制度」等の活用に関する方針を検討する。

③ 基本方針骨子案の作成

①及び②をもとに、基本方針の骨子案を作成する。

(6) その他支援業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・ 協議打合せ (月1回程度を想定)
- ・ 「みんなで育てる公園プロジェクト」の仕組みづくりに携わる委託事業者との連携会議 (随時)
- ・ 業務報告書作成
- ・ その他業務の実施にあたり必要となる情報の収集及び資料作成等の支援
- ・ 受託者が提案する効果的な事項 (独自提案)

※ ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者とは十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ (CD-R に入力) でも納品すること。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または契約期間の満了後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

(4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。